

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	業者番号
新明和工業株式会社	兵庫県宝塚市新明和町1-1	1-004305

注) 業者番号「1-」は国土交通大臣許可業者の有資格者番号を表す。

2 指名停止措置期間

令和7年8月20日 ～ 令和7年11月19日 (3か月)

3 指名停止措置の適用範囲

茨城県が発注する建設工事

4 事実概要

新明和工業(株)は、機械式駐車装置の設置工事に関し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年3月24日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

5 指名停止理由

当該事実は、茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領(平成6年7月14日付け監第692号。以下「指名停止等措置要領」という。)別表第2第6号に該当する。

なお、同社は、課徴金減免制度の適用を受けていることから、同要領第4条第3項を適用して、指名停止期間を2分の1としている。

<指名停止等措置要領別表第2>

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 6 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(4号及び5号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 6ヶ月以上12ヶ月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城県土木部監理課建設業担当  
茨城県水戸市笠原町978-6  
電話 029-301-4334 (ダイヤルイン)